

1 議事日程(2日目)

[平成16年太宰府市議会第1回(3月)定例会]

平成16年3月3日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第3号 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第2 議案第5号 上水道の給水協定について
- 日程第3 議案第6号 下水道の排水協定について
- 日程第4 議案第7号 財産の取得(史跡地)について
- 日程第5 議案第8号 市道路線の認定について
- 日程第6 議案第9号 筑紫公平委員会設置規約の一部を変更する規約の協議について
- 日程第7 議案第10号 筑紫地区介護認定審査会の共同設置に関する規約の一部を変更する規約の協議について
- 日程第8 議案第11号 太宰府市地域活性化複合施設条例の制定について
- 日程第9 議案第12号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第13号 太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第14号 太宰府市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第15号 平成15年度太宰府市一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第13 議案第16号 平成15年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第14 議案第17号 平成15年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第15 議案第18号 平成15年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第16 議案第19号 平成15年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第20号 平成15年度太宰府市水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第18 議案第21号 平成15年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第19 議案第30号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 請願第1号 精神障害者の小規模作業所に対する公有地の貸与を求める請願書
- 日程第21 請願第2号 年金課税の改正実施の見送りを求める請願書
- 日程第22 請願第3号 太宰府市の保育行政に対する基本認識について説明を求める請願
- 日程第23 請願第4号 早期に中学校完全給食の実施を求める請願
- 日程第24 請願第5号 水道・下水道料金の引き下げを求める請願

2 出席議員は次のとおりである(19名)

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
18番	岡部茂夫	議員	19番	武藤哲志	議員
20番	村山弘行	議員			

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

17番 福廣和美 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	地域振興部長	上疆
市民生活部長	石橋正直	健康福祉部長	古川泰博
建設部長	富田讓	上下水道部長	永田克人
教育部長	白石純一	監査委員事務局長	花田勝彦
総務部次長	松田幸夫	地域振興部次長	三笠哲生
健康福祉部次長	村尾昭子	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	税務課長	古野洋敏
観光課長	木村甚治	市民課長	藤幸二郎
建設課長	武藤三郎	上下水道課長	宮原勝美
文化財課長	木村和美		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	小田勝弥
議事課長	木村洋
書記	伊藤剛
書記	満崎哲也
書記	高田政樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第3号 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（村山弘行議員） 日程第1、議案第3号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第3号は同意されました。

同意 賛成18名、反対0名 午前10時01分

~~~~~

日程第2と日程第3を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第2、議案第5号「上水道の給水協定について」及び日程第3、議案第6号「下水道の

排水協定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第2及び日程第3を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第5号及び議案第6号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第4 議案第7号 財産の取得(史跡地)について

議長(村山弘行議員) 日程第4、議案第7号「財産の取得(史跡地)について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

13番清水章一議員。

13番(清水章一議員) 資料がありますので、この際お聞きをしておきたいと思ってます。

特別史跡地につきましては、11日の代表質問等でも有効利用について質問させていただきま
すので、その関連がありますので質問させていただきます。

今回、この財産の取得で7億円ほどの土地を購入をされております。土地面積でしますと
4万8,143.87㎡ですか。こういった形で毎年史跡地が購入されているわけですが、単
価的には、この前佐伯議員からも指摘があったように、2人で話すところは少し下がったの
かなという思いをしておるところではございますが、詳しくはその裏づけはありません。た
だ、お聞きしたいのは、今回のこういう15年度の分につきましては、今まで固定資産税をいた
だいていたわけですが、史跡地を購入することによって固定資産税が入らなくなりま
す。今回のこの購入に関する部分でどの程度の固定資産税が入らなくなるのか、その金額がわ
かれば教えていただきたい。

2点目に、史跡地7億円ほど購入されてるわけですが、この部分についての財源の
内訳の説明をお願いしたいと思います。

それと、こういう史跡地を買うことによりまして、今後草刈りだとかいろんな形で維持管理
を伴うわけですが、それに伴う維持管理費、この3点についてご説明をしていただき
たいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） まず、1点目の固定資産税の減額についてご回答いたします。

今回の史跡地買い上げの対象となります土地の固定資産税額につきましては、合計で約89万3,000円の減額となる見込みであります。

以上です。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（白石純一） 2点目の財源の内訳についてご回答いたします。

用地費の財源につきましては市債を充てておりますので、この市債につきましてはその翌年度から国が80%、県が16%の補助金として交付されます。したがって、市費の持ち出しにつきましては、残りの4%と、そういうふうな割合でございます。

それから、維持管理費でございますが、平成14年度の実績で申しますと、これは決算書にも載っておりますが、約5,700万円ほどの文化財管理整備関係費の実績がございますが、そのうち草刈りにつきましては620万円ほど支出しておるということになります。そのほかに保存協会の方に委託している分がございますので、その分の草刈り分として約760万円ほどの支出の実績があるということでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） ありがとうございます。

財源の内訳について、国が8割と県が16%ということで今説明があったわけですが、15年度のこの予算書と補正予算書を見させていただくわけですが、史跡地の購入が土地の購入費として7億円、これに対しての8割と16%なのか、今借金をするので、それに対する返済という形で答弁があったわけですが、借金としては6億2,000万円と1億8,000万円と8億円ほどの15年度の市債の借金があるわけですね。この史跡地を購入するためには建物の移転の補てんだとか、それから不動産の鑑定料だとか、そういうものを合わせますとトータルで8億円となっておりますね、15年度で。それに対して市債を8億円しておると、8割ってというのは、あくまでも7億円の部分に関しての償還金として来るのかどうか。要するに、建物移転の補償として、これはちょっと今回聞くに当たりまして改めて補正予算書を見直したわけですが、12月議会では1億700万円の史跡地を買ってるわけですが、それ以外に建物の移転補償ってことで7,300万円、要するに1億8,000万円のお金を投じてますけど、建物が7,300万円あるわけで、借金としては1億8,000万円しとるわけですが、史跡地だけなのか、それともそういう建物の移転費等も含めた形での8割なのか。それと、借金をしまして国から償還金として来るという形で、そうすると15年度の分のこの7億円の分に関しては16年度の当初で来るという形で私どもは考えていいのか。だから、今年の15年度の当初予算の部分の国からの償還金は14年度の分という形で考えていいのか、その辺のところをあわせてご説明いただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（白石純一） この補助金の対象といたしましては、用地費と補償費を含みます。したがって、平成15年度の分につきましては約8億円と。用地費は7億数百万円ですが、それに補償費が加わりますので約8億円になります。その8割が国、16%が県、残りの4%が市ということになりまして、15年度の買い上げ分の償還につきましては、16年度から10年間にわたって元金と利子について国と県から補助金があるということになります。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） そうすると、16年の予算審議は今から行うわけですが、この5億6,666万円3千円というのは前年度の分じゃなくて、要するに、過去の分の積み重ねの中で5億6,666万3千円という形になるわけですか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（白石純一） そのとおりです。

（13番清水章一議員「はい、わかりました」と呼ぶ）

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員の質疑は終わりました。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第7号は可決されました。

可決 賛成18名、反対0名 午前10時09分

~~~~~

日程第5 議案第8号 市道路線の認定について

議長（村山弘行議員） 日程第5、議案第8号「市道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第8号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第6 議案第9号 筑紫公平委員会設置規約の一部を変更する規約の協議について

議長（村山弘行議員） 日程第6、議案第9号「筑紫公平委員会設置規約の一部を変更する規約の協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第9号は可決されました。

可決 賛成18名、反対0名 午前10時10分

~~~~~

日程第7 議案第10号 筑紫地区介護認定審査会の共同設置に関する規約の一部を変更する  
規約の協議について

議長(村山弘行議員) 日程第7、議案第10号「筑紫地区介護認定審査会の共同設置に関する規約の一部を変更する規約の協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第10号は可決されました。

可決 賛成18名、反対0名 午前10時11分

~~~~~

日程第8 議案第11号 太宰府市地域活性化複合施設条例の制定について

議長（村山弘行議員） 日程第8、議案第11号「太宰府市地域活性化複合施設条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 太宰府市地域活性化複合施設条例が出ておりますが、この条例の中を見ますと、使用及び入場制限並びに使用料。使用料の減免のところ規則で定めるとの文言が出ております。この条例の賛否を判断するに当たってこの規則が必要であるということで、先日資料要求をいたしましたところ、まだ出せる段階ではないというお答えでございました。しかしながら、やはり細かいところは規則で定めてありますし、できればこの規則の部分を資料で出させていただきたいと思っております。その点についてのお答えをいただけますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（上 疆） 言われますように、具体的な細かい分につきましては規則で決めさせていただくようにしております。現在運営規則（案）を作成しております。まだ少しは詰めなきゃならん分もございますが、現在の段階での運営規則（案）でよければ配付させていただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

議案第11号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第9と日程第10を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第9、議案第12号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第10、議案第13号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9及び日程第10を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。



議案第12号及び議案第13号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第11 議案第14号 太宰府市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第11、議案第14号「太宰府市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第14号は建設経済常任委員会及び環境厚生常任委員会に分割付託します。

~~~~~

日程第12 議案第15号 平成15年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について

議長（村山弘行議員） 日程第12、議案第15号「平成15年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 補正予算の22、23ページでございますが、3款の民生費、2項児童福祉費、5目の乳幼児医療対策費についてお尋ねをいたします。

今回、500万円の減額がっております。昨年、市長が長年私どもの懸案事項でありました乳幼児医療の助成の拡大を10月から実施をされました。それに伴って補正が行われたわけでございますが、今回この500万円減額がなされておりますので、利用者が少なかったのかなという思いもあるわけですが、この500万円減額の説明を求めたいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 乳幼児医療費の減額の内訳についてご説明をさせていただきます。

乳幼児医療費につきましては、従来入院、それから外来とも対象者を3歳未満としておりましたが、昨年10月から市単独事業として入院に対しては就学前までを対象とするように拡充をいたしました。その際、拡充分の予算として0歳から3歳までの入院の実績をもとに3歳から就学前までの入院医療費として平成15年10月から平成16年3月までの6か月分640万円を医療費として充てておりました。その後、平成16年1月から県の補助事業として県費補助の対象となりました。市の単独事業としましては、10月から12月までの3か月ということになりましたので、その拡充分の医療費の支出につきましては3か月分の合計で約140万円程度にとどまりました。このことによりまして、今回減額補正をさせていただきますのが500万円の減額ということでございます。

以上でございます。

（13番清水章一議員「はい、わかりました」と呼ぶ）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

議案第15号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~

日程第13から日程第16まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第13、議案第16号「平成15年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」から日程第16、議案第19号「平成15年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13から日程第16までを一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第16号から議案第19号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第17と日程第18を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第17、議案第20号「平成15年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」及び日程第18、議案第21号「平成15年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第17及び日程第18を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第20号及び議案第21号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第19 議案第30号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第19、議案第30号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時21分

~~~~~

日程第20 請願第1号 精神障害者の小規模作業所に対する公有地の貸与を求める請願書

議長(村山弘行議員) 日程第20、請願第1号「精神障害者の小規模作業所に対する公有地の貸与を求める請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

13番清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

13番(清水章一議員) おはようございます。

請願第1号「精神障害者の小規模作業所に対する公有地の貸与を求める請願書」について説明をさせていただきます。

お手元でございます請願書を朗読させていただきます。説明にかえさせていただきます。

この請願書の要旨でございますが、精神障害者の小規模作業所「五筑会みぎわ工房」を法定の小規模通所授産施設に移行させるための用地として、公有地を貸与(または使用許可)してくださいという内容でございます。

その下に理由を書いておりますが、私ども精神障害者家族会「五筑会」(現在74家族)が、小規模作業所「五筑会みぎわ工房」(現在通所者24名)を創設したのは、平成5年12月でした。それから満10年、筑紫地区における唯一の生活・就労支援の場として、高齢化した家族が懸命に支えてきました。

近年、精神障害者をめぐる法や諸制度は目まぐるしく変化しており、当会経営の無認可作業所におきましても、家族の高齢化に伴う「経営体制の見直し」、「施設の拡充整備による授産内容の改善」、「当事者活動の育成や地域交流の促進」など、多くの課題を抱えています。し

かし、福岡県の小規模作業所に対する運営補助額は全国第41位と低く、隣接する政令都市福岡の約2分の1です。また、近隣の精神障害者作業所の多くは、自治体から公有の土地建物を無償貸与されており、家賃負担も少なく、職員増も可能で、施設・用地を利用した地域交流を行っています。

先年の社会福祉法改正は、社会福祉法人の設立要件を緩和し、無認可作業所の法定施設への移行を可能にいたしました。精神疾患と生活障害に苦しむ障害者の自立と社会参加を促進するには、「住まい」、「日中の居場所」、「ケアとサービス」、「気軽に受けられる医療」の充実が緊急不可欠です。そのため、当会は、小規模作業所「みぎわ工房」を法定の通所授産施設に移行するとともに、家族会にかわって福祉事業を展開する社会福祉法人の創設と新たな社会資源の開発を目指して、合計1,300万円（基本財産1,000万円、運用財産200万円、事務費等100万円）の募金と多くの方々のご支援を求めて活動してきました。

現在、障害者家族を中心に500万円を超える資金が寄せられておりますが、目標達成にはほど遠いものがあります。しかし、自治体から公有地を貸与（または使用許可）していただけたら、国・県の補助金、社会福祉・医療事業団からの借入金に自己資金を加えて1,000万円以上の施設整備を行い、その施設を基本資産とする社会福祉法人の設立が可能な段階に達しています。

精神障害者の社会的認知や法定施設への移行のみならず、福祉事業を拡大し地域の財産となる市民のための障害者施設をつくるため、上記請願について特段のご配慮をお願い申し上げます。

以上、説明は終わりました。

議員皆様方のご議論をいただきまして、ぜひ採択をいただきますことをお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 自席へどうぞ。

請願第1号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第21 請願第2号 年金課税の改正実施の見送りを求める請願書

議長（村山弘行議員） 日程第21、請願第2号「年金課税の改正実施の見送りを求める請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

8番渡邊美穂議員。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

8番（渡邊美穂議員） 請願第2号「年金課税の改正実施の見送りを求める請願書」につきまして趣旨説明をさせていただきます。

紹介議員は、私渡邊美穂と力丸義行議員です。

請願者は、福退連筑紫・甘木朝倉地域協議会会長西村正幸氏です。

政府は、平成16年度の税制改革案で年金の課税強化を決定いたしました。これには、公的年金控除、老年者控除について縮小・廃止の方向が打ち出されています。

まず、年金受給者の現状から申し上げますと、公的年金のみで生活している世帯は約60%に達しています。また、男性の平均給付額は月額約20万5,000円です。1999年総務省の調査によりますと、平均的な年金受給者の毎月の支出は月の収入額を約7,000円上回っており、貯蓄の取り崩しなどによって生活を維持していることがうかがえます。つまり、単に生活するだけで、65歳から年金を受給し、80歳までに126万円もの貯蓄の取り崩しが必要になります。また、その生活内容を見ても、食料や光熱費など生きる上で最低限欠かすことができない支出が支出全体の約67%を占めています。この数字は1999年のものですが、昨年からは年金受給額が引き下げられ、介護保険料も値上げされたため、手取り額が減少しています。同時に、医療費も拡大したため、高齢者の生活環境は既にかかなり悪化していることは疑う余地がありません。この上、来年度から今回の改革案が実施されると、老年者控除、配偶者特別控除も廃止されるため、例えば65歳以上の夫婦二人で年間300万円の受給者の場合、住民税も含めて現在の1万7,000円から11万2,000円へと、一気に7倍近くはね上がります。現在、国会議員の議員年金について見直しを行うべきだという意見が与野党の若手議員を中心に出ています。これは、国会議員が国民と同じ年金しか受給できない状況になって初めてその法律に関して真剣に取り組むようになるという考えが基本になっているようです。このたびの改革案は、年金の財源確保を念頭に置いたものですが、バブルの時代に政府が年金の運用に失敗して巨額の損失を出したことは周知の事実であり、そのツケを国民が支払わなければならないとしたら、それは受け入れがたいものです。

現在、20代の国民年金の収納率が50%を切っているというのは、年金に対する信頼感が揺らいでいることが一番大きな原因だと思います。財源確保という観点から見たときに、まずはドイツ、スウェーデン、アメリカ、カナダ、イギリスなどが行っているように、将来の年金見込み額を個別に国民に伝え、国民に対して安心感を与えるような努力を行うことが先決だと思います。同時に、若いときでも大きな事故に遭って障害が残った場合に支払われる障害年金は終身保障であること、また稼ぎ手が亡くなった場合の遺族年金など、民間保険会社よりも保障額がすぐれているということなどの周知を図り、今わずか63%程度しかない年金の収納率を上げることから始めるべきだと考えます。そのためにも、政府に対して今回の年金改革は見送り、実施するかどうかも含めて再検討すべきであるという意見書の送付をお願いする請願です。

趣旨を十分ご理解いただきまして採択していただきますようお願いをいたしまして、説明を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） これは、実は、年金課税への改正っていうことよりも、今の現在の年金改革そのもの自体を見送るべきだということで、提案者の説明をいただきました。

今回、今政府が年金の改革をやっているわけですが、お話しのとおりだと思います。今回の年金の改革の特徴は、いくなれば給付を下げる、そして保険料を上げる、どちらかという私どもに大きな負担が来るわけですが、しかしこれは将来を見通していったとき、100年を見通していったときに、どうするかという形の中で一番問題になっているのは今の年金の受給者、要するに、平均手取りの59.3%現在年金をいただいている方がいらっしゃる。この部分を下げるとかどうかって議論があったわけですが、これは下げないという形で年金の59.3%に関しては触れないで来ているわけです。そういう形の中で給付をどうするのか、じゃあ保険料をどうするかという問題が今議論なされておまして、私は今回改革が実施されなかった場合に、特にまた基礎年金の部分が国庫負担を2分の1に5年後の見直してことで掲げております。この基礎年金の国庫負担の2分の1をどこから財源持ってくるかということがいろんな形で今議論になされておるところですね、消費税だとか何とか。その中で、手をつけなかった140兆円という積立金があると。これを100年間にわたって取り崩していこうと。しかし、今言った年金の給付を50%、あるいは保険料を18.3%までに限度額を保証するって形の中になってきたときに、それだけではどうしても足りない。その中で、公的年金も受けて生活をされている方がいらっしゃる。ただ、平均的なサラリーマン、大体23万円程度、要するに平均的に59.3%って言われてますが、その部分は据え置こうと。ただし、それ以外に年金で、以外に収入のある方がいらっしゃる、あるいはいろんな形で会社を持っている方がおる、いろんな形で別に収入のある方がいる。そういう方たちも、今までは公的年金の控除だとか老年者の控除があっただけでも、そういった一定の収入のある方に関しては控除を受けなくていいんじゃないかということで、いろんなことが議論としてあるわけですが、一つ一つ言い分を言っていた場合あれなんですけども、要するに質問の趣旨ですけども、この年金の改革を今見送ったとき、これはいろいろ政党間で議論があるところだと思いますので私どもとしては余りそういう議論はしたくないんですけども、請願を出されていますので、今後どうするのかということをお答えできるというたら難しいかわかんけど、私は質疑というよりもそういった形の部分がありますのでお答えいただかなくて結構ですが、一応そういう部分で委員会ですっきりと資料等を取り寄せて、そしてそういった形の今ご説明があった部分も取り寄せて、しっかりとした形で議論をしていただきたいということの要望というか質疑ですけど、そういう資料を取りそろえることはできますか。

（8番渡邊美穂議員「できます」と呼ぶ）

はい、よろしく申し上げます。

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第2号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第22 請願第3号 太宰府市の保育行政に対する基本認識について説明を求める請願  
議長（村山弘行議員） 日程第22、請願第3号「太宰府市の保育行政に対する基本認識について  
説明を求める請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

6番門田直樹議員。

〔6番 門田直樹議員 登壇〕

6番（門田直樹議員） 請願第3号「太宰府市の保育行政に対する基本認識について説明を求め  
る請願」につきまして、趣旨の説明をさせていただきます。

紹介議員は、私門田直樹と渡邊美穂議員、橋本健議員、片井智鶴枝議員、不老光幸議員、後  
藤邦晴議員、力丸義行議員です。

請願者は、都府楼保育所保護者会会長恒成香菜子氏です。

お手元に資料がありますのでご覧いただきたいと思いますが、まずこの請願を出すに至った  
経緯について、保護者から確認した内容の一部につきご説明いたします。

昨年10月30日、都府楼保育所の保護者会役員が市に出向き、保育料、保育施設等の改善の要  
望書を提出しましたが、民営化については一切説明がありませんでした。対応は、子育て支援  
課長と係長とのことです。次に、昨年11月17日、民間委託計画の真意を確かめるため保護者会  
会長の恒成氏が市に来られ、説明会開催の要望をしましたが、上の者に伝えるという回答だっ  
たということです。その際、対応したのは健康福祉部長、同次長、子育て支援課長とのこと  
です。同じく昨年11月26日、都府楼保育所に健康福祉部長、同次長、子育て支援課長、同係長が  
来られ、保育所所長同席のもと、恒成会長と面談しています。その際も、恒成会長の方から説  
明会の時期について尋ねていますが、そのときの回答は組合との協議で一定の歩み寄りができ  
たら行こう、組合が今後どういう対応をしてくるか今はわからないので、説明会の時期はわから  
ないということでした。さらに、本年1月15日のことですが、昨年12月から健康福祉部長より年明  
けに委譲先の選考委員会を立ち上げる予定があると聞いていたので、それがどうなっているか  
と不安もあり、保護者会としてはこれまで説明会について上の者に伝える、時期はわからない  
などと先延ばしにされてきた中で、一方的に選考委員会などと言われてもという思いから、文  
書にて選考委員会の進捗状況について尋ねています。その日の健康福祉部長の回答は、1つ、  
選考委員会はまだ立ち上げに至っていない、2つ、今後とも連絡があれば話に出向くというも  
のでした。立ち上げと言った選考委員会が立ち上がっていないこと、こちらから文書を送ら  
なければ回答しようとししないことなどに対する不信と不安が膨らんだことが今回の請願提出の

理由の一つでもあります。

聞くところによると、5月には民間委譲のために県に手続を行う予定があるとのことで、保護者をはじめとする関係者は当事者の一方が不在のままなし崩しに既成事実ができていくのではないかと心配しています。加えて申しますと、今回の請願の提出は、民間委託や委譲の是非を問うものではなく、それ以前の説明責任を十分に果たしていただきたいとの思いからのものであります。

以上、趣旨を十分にご理解いただき採択くださいますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 今門田議員の説明をいただいたわけですが、紹介議員7名の方の署名があります。私どもは、請願を出す紹介議員になる権利もあるわけですが、その前にさまざまな議員として議員活動があるわけでございますが、今、保護者の方と行政とのやりとりの部分があったわけですが、この請願を出される部分で、例えば7人の方々の議員さんがいらっしゃって、行政との橋渡し役っていいですか、そういう形で行政に対してやっぱりきちっと保護者に説明するべきじゃないかといった形での申し入れの中で、執行部の方が何もやらなかったのかどうか、要するに請願を出される前に、議員活動としてそういった形をおやりになった上でこの請願を出されているのかどうか、それとただ保護者の方からこういう形であったので請願を出されたのかっていうことをちょっとご説明をしていただければと思います。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） この請願の相談を受けまして、そして実際にお手元にあるような内容をいただいたのが、ちょうど提出締め切りの二、三日前でした。それまで、私ども1週間次々と会派、特別委員会等の視察で地元におりませんでしたもので、その辺の打ち合わせができなかったものです。この請願をいただいた後、お話ししました。その中で、一番多いのは、今私が言いましたように、話がその場その場で何かうまくすり抜けられたといいますが、本当に今後どうするのかというふうな明確な話がなかったと、何度やっても、これを提出することによって、はっきりと時期と内容を決めて提示していただきたいと、そういうふうな内容でしたので、そういうことであるならばわかりましたということだったんですが、今ご指摘のように、もう少し時間があれば、その間に立って担当窓口含めまして、事実関係もう少し詰めていくべきところはあったかもしれませんが、この中にもありますけど、5月に県の方への手続もありますので、具体的に委譲の方に進んでいくというふうなことが入ってきますから、そうなりますと、その前にある定例議会はこの3月議会ですから、そこに何とか間に合わせたいという思いでこれを出しております。



議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 要するに、日程がなかったということで。極端に言うと、議員さんたちが一生懸命行政に行って説明をしないということであると、私どもとしてはとんでもないという思いがあるわけです。だから、そういった経緯を知りたかったということでございます。わかりました。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 門田議員、この問題について私も12月に質問をしたわけですが、今の趣旨説明の中で、この配付している資料を参照という形なんですけど、やはり資料配付について、もしそういう中で説明されるならば、20名の議員の中で配付されてない人と配付を受けてる人とあるというのはちょっと問題点があると思うんですが、皆さんに配付されたんですか。それとも、環境厚生常任委員会の中に配付されたんでしょうか。その辺は、議会の説明の中で、私先ほどから聞いておって、この太宰府市の質の高い子育て支援のあり方についての案というのがあるんですが、この辺後日ほかの委員にも配付しないと、審議の段階とか、説明の段階でもちょっとあるんですが、その辺は一部の議員だけの配付なのか、それとも全員なのか、ちょっと明らかにしていただきたいと思いますが。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 今、私がお手元の資料と言いましたのは、請願書そのもののことです。私が、今ここで言うております趣旨の説明等については配付はいたしておりません。これに関しまして、まず環境厚生常任委員会に配付をしたいと今考えておりますが、必要でしたら全議員に今私が話したような内容の、この中にはいろんな私が聞き取った中の事実関係等ありますので、これはぜひ配付したいと考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） やはり議会というところは、こういう本会議で審議をする場合についてそういうものを配付されれば、参考資料として議長に許可をいただいて配付をしていただかないと。私は、先ほどからこの請願を見ておまして具体的な説明がなされましたので、ちょっとわからなかったもんですから、後日配付をいただきたいと思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第3号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第23 請願第4号 早期に中学校完全給食の実施を求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第23、請願第4号「早期に中学校完全給食の実施を求める請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

11番山路一恵議員。

〔11番 山路一恵議員 登壇〕

11番（山路一恵議員） 請願第4号「早期に中学校完全給食の実施を求める請願」についての趣旨説明をさせていただきます。

紹介議員は、武藤哲志議員と私山路です。

今、本市の中学校では牛乳給食のみが実施をされており、多くの生徒はお弁当を持参しています。しかし、お弁当だと、どうしても栄養が偏ってしまう。夏場は腐敗の心配、冬は冷たくなったものを食べなければならないということで、中学校でも給食を導入してほしいとの声が多く聞かれます。また、多種多様な仕事を持つ親が増え、お弁当づくりが困難だという家庭の事情から、パンだけでお昼を済ます子どもも増えているといった実態があります。子どもの健全な発育を保障し、また食の大切さを指導する責任が、少なくとも義務教育の期間はあるのではないのでしょうか。学校給食法でも、給食は教育の一環としての位置づけがなされており、現在全国72%の公立中学校が完全給食を実施しております。近隣の市や町でも給食導入の動きがあることから、本市でもますます中学校の給食を望む声は高まっております。早期に中学校でも給食を実施していただきたい、また実施に当たっては、遺伝子組み換え食品などの安全性に不安がある食材は使用しないでいただきたいというのがこの請願の内容でございます。

請願された方々の願いをぜひお酌み取りいただきまして、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 今、山路議員から説明がありましたように、私どもも一日も早く中学校の給食の実施をしていただきたいという思いで一般質問もさせていただいているわけですが、そういった形で現在中学校給食を検討する議会として特別委員会を設置して今研究、調査をして、どういう内容でやるかってことで議員さんたちやってるわけです。その中で、こういうような請願を出される、議員同士が今審議検討している段階の中で、審議をしている途中の段階でこういった請願を出されるってことに関して、委員の一人として非常に戸惑いを感じております。これは、私だけじゃなくて、何人かの方がそうおっしゃっておられるわけですが、なぜこういう時期にこの請願を出されたのか、その真意を知りたいということが私の思いでございますし、何人かそういう方もおっしゃってますので、お答えをいただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 今回、請願を提出するのは市民でございまして、当然市民には請願する権利がございます。

どうして私が紹介議員になったのか、それは私議会に立候補したときから中学校給食の導入は望んでおりましたし、それを市民の皆さんに訴えてまいりました。ですから、議会の中に特別委員会があるからといってこの請願の紹介議員にはなれませんというのは、逆に私にとっては説明ができないことでしたので、紹介議員をお引き受けをいたしました。それで、今回結論がはっきり出るかどうかはまだわかりませんが、この結果をぜひ特別委員会の中でまた議論を深めていただければというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 同じ思いでございまして、私どももやはり支援される市民の方々がやっぱり中学校の給食をすぐに実現してもらいたいという形でやっぱり言われております。請願出す方法もあるんですが、私どもとしては、やはりこれは議会で審議をして、そして採決するに当たっては、委員の皆さん方のことを考えたときに、やっぱりなかなか束縛されて難しいのではないかと。それなら直接市長に要望書を出すっていう形の中で署名等やって、そういう形で中学校の給食を、今回いずれにしても中学校給食のお願いがそういう形で強いから、皆さん方の希望どおりになるように私どもは頑張っていきますけど、今審議してる途中ですので、執行部の方に署名か何かをして、そしてそちらの方に直接お渡しされた方がいいんじゃないですかという形で、ならということで、私どもとしては署名の方をさせていただいて、委員会の後押し等をさせていただいているわけですが。そういう思いもあったもんですから、山路議員は断ることができなかつたことで紹介議員になられたということですが、一応そういう方法もあったのではないかなという形で、委員会で十分審議してほしいということですので、お互いに今後中学校の給食の実施に向けて審議をしていかなくちゃいけないんじゃないかなという感じはしております。何か説明があれば補足説明を、署名か何かができなかつたのかなっていうことは思いがあるわけです。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 今回、請願出すに当たりまして、署名の方は取り組みをいたしまして、一応この請願と一緒に議会の方には署名は提出をいたしております。

議長（村山弘行議員） よろしゅうございますか。

これで質疑を終わります。

自席にどうぞ。

請願第4号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第24 請願第5号 水道・下水道料金の引き下げを求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第24、請願第5号「水道・下水道料金の引き下げを求める請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

19番武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 大変お疲れの中に、熱心にご審議いただきましてありがとうございます。

水道・下水道料金の引き下げを求める請願で、水道・下水道料金の引き下げを行ってほしいということと、メーター使用料の廃止をしていただきたいということで、各請願団体は配付されてるとおりであります。

紹介議員については、私と山路議員であります。

1日の本会議終わりました、予算特別委員会でこの上下水道会計の説明がありました。15年度水道事業予定損益計算書には未処分利益剰余金が4億8,705万2,000円あります。今年度、16年度のいろんな支払いもありますが、75億6,868万8,000円も水道事業で利益剰余金があるわけです。これは、今から予算特別委員会で審査をいたしますが、平成16年度太宰府市水道事業会計予算書22ページ、23ページであります。

下水道は、雨水処理など大変な今後の事業が予想されてることについてもよくわかりますが、やはり平成16年度下水道事業会計予算書18ページに15年度の下水道の予定損益計算書として当年度未処分利益剰余金として5億1,776万5,000円、ただし今年度も災害対策などさまざまな事業をやっていくことはよくわかります。そのために、剰余金の合計が114億7,815万1,000円という大変剰余金が出てき、それを今後の汚水処理などに充てることはわかりますが、本当にこの太宰府市は高い水道・下水道料金、特に基本料金が問題になっておりまして、先日春日市もこの水道料金の見直しを行って、やはり高齢化の世帯に多大な負担になっているものを引き下げました。また、福岡市も同じように水道料金の見直しを行ったわけでありまして、私の一般質問で上下水道部長が今年度が水道料金の改定期に当たる。長年据え置いてきた、この太宰府市が特殊な上下水道の事情もあるということですが、この不況の中でぜひ水道・下水道料金の基本料やメーター使用料などをぜひ引き下げたいし、所管委員会の中でもぜひご審議をいただきますようお願いをいたしまして、紹介議員としての説明を終わらせていただきます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席にどうぞ。

請願第5号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は3月11日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午前10時56分

~~~~~